

件名	墨田区における受動喫煙防止に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区横川 東京東部たばこ商業協同組合 理事長 Q 外1人			
受理年月日	平成28年8月24日	受理番号	第35号	
<p>要旨</p> <p>墨田区においては、受動喫煙防止に関して、条例化による一律的、強制的な規制ではなく、事業者の自主的な取組による受動喫煙防止対策を行ってください。</p> <p>(理由)</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国において受動喫煙に関し、法制化による規制の議論がなされているものと承知しています。我々も受動喫煙は防止すべきものであると考えております。</p> <p>2014年10月から2015年5月に行われた「東京都受動喫煙防止対策検討会」において、関係団体の意見聴取として、一律的な規制への懸念、たばこを吸う方と吸わない方が共存できる分煙社会の実現等の意見を述べました。</p> <p>しかしながら、2018年までに条例化について検討を行うこと、国に対しては全国統一的な法律での規制を働きかけること等が、東京都への提言としてなされました。これを受けて、国においても法制化への検討がなされているものと聞き及んでおります。</p> <p>現在、東京都においては「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設に分煙環境整備補助金制度」及び「飲食店等における受動喫煙防止の店頭表示」の実施を進めており、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた受動喫煙防止への取組を行っております。我々も受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、東京都の取組や趣旨に賛同し受動喫煙防止への取組を行っております。</p> <p>また、オリンピック・パラリンピック開催に向けた喫煙環境規制において、開催国や開催都市に対し、喫煙規制の強化は義務付けられていないと認識しております。これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市をはじめ諸外国では、屋内が禁煙の場合でも屋外では自由に喫煙できる環境にあり、日本においては屋内外で禁煙化・分煙化が進展していることから、諸外国に比べ受動喫煙防止対策が遅れているとは言えません。</p> <p>たばこは合法的嗜好品です。受動喫煙防止対策は、各事業者や施設管理者が実態に則した判断によりなされるべきものであり、法制化による一律的、強制的な規制によるべきものではありません。分煙や店頭表示等様々な取組により、たばこを吸う方と吸わない方が共存できる社会こそ、日本が誇るおもてなしと考えております。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				